

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案 新旧対照条文

目次

○	水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）（第一条関係）	1
○	河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）（第二条関係）	2
○	独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（第三条関係）	8
○	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第四条関係）	14
○	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第五条関係）	16
○	都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）（第六条関係）	17
○	司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）（第七条関係）	18
○	土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）（第七条関係）	19

○ 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>水防法施行令</p> <p>（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）</p> <p>第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為</p> <p>二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）</p> <p>（特定緊急水防活動）</p> <p>第二条 法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p>	<p>（新規）</p> <p>水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令</p> <p>に掲げるものとする。</p> <p>一 五 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十條の七 法第十六條の四第一項の政令で定める改良工事等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事</p> <p>（国土交通大臣による河川管理者の権限の代行）</p> <p>第十條の八 国土交通大臣は、法第十六條の四第一項の規定により特定河川工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、工事をを行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 国土交通大臣は、法第十六條の四第一項の規定により特定河川工事をを行う場合においては、当該特定河川工事に係る法第十七條から第十九條まで、第二十一條、第三十七條、第六十六條から第六十八條まで、第七十條第一項、第七十條の二（第三項を除く。）、第七十四條及び第八十九條に規定する権限を都道府県知事等（法第十六條の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項において同じ。）に代わつて行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする</p>	<p>（新規）</p>

。ただし、法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4| 国土交通大臣は、法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わつて行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

（国土交通大臣の行う特定河川工事に要する費用についての都道府県等の負担）

第三十七条の二 都道府県等が法第六十五条の三第一項の規定により負担すべき金額は、特定河川工事に要する費用に係る負担基本額から、当該都道府県等の長が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2| 都道府県等が法第六十五条の三第二項の規定により負担すべき金額は、二級河川の修繕に要する費用の額（法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

（納付）

第三十八条 （略）

2| 国土交通大臣は、その行う法第十六条の四第一項の特定河川工事に要する費用の負担に関し、法第六十五条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

3| 法第六十三条第三項若しくは第六十五条の三第三項の規定により他の都府県が負担すべき負担金又は同条第四項の規定により都道府県が負担すべき負担金は、その負担金を財源とする費用の支出時期に遅れ

（納付）

第三十八条 （略）

2| 法第六十三条第三項の規定により他の都府県が負担すべき負担金は、その負担金を財源とする費用の支出時期に遅れないように支出しなければならない。

ないように支出しなければならない。

(指定河川における国土交通大臣の改良工事の施行等)

第四十一条 (略)

2 前項の場合においては、国土交通大臣は、道知事に代わつて法第十条から第十六条の三まで、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第五十六条第一項、第五十八条の五第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二(第三項を除く。)及び第七十四条に規定する権限並びに法第二十条、第五十七条及び第五十八条の六に規定する権限(これらの規定に基づく承認又は許可に係る法第七十五条、第七十六条及び第九十条第一項に規定する権限を含む。)を行う。

3 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法及びこの政令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十六条の四第二項に規定する権限

二 四 (略)

五 第十条の八第一項及び第四項の規定による権限

六 (略)

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条から第十六条の四まで、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十六条第二

(指定河川における国土交通大臣の改良工事の施行等)

第四十一条 (略)

2 前項の場合においては、国土交通大臣は、道知事に代わつて法第十条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第五十六条第一項、第五十八条の五第一項、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二及び第七十四条に規定する権限並びに法第二十条、第五十七条及び第五十八条の六に規定する権限(これらの規定に基づく承認又は許可に係る法第七十五条、第七十六条及び第九十条第一項に規定する権限を含む。)を行う。

3 (略)

(権限の委任)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第一号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 三 (略)

四 (略)

(準用しない規定)

第五十六条 法第百条第一項の政令で定める規定は、法第六条第五項、第十条第二項から第四項まで、第十四条第二項、第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第三十二条第四項、第三十五条第一項、第三十

項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第六十五条の三、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

（この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二条第六項、第三十七条第一項、第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）
 、第三十八条の八、第三十九条の三第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第四項並びに第四十三条第三項の規定は、法第九条第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十条の四第一項	都道府県知事である	指定都市の長である
(略)	(略)	(略)
第三十八条第三項	他の都府県	都道府県
(略)	(略)	(略)

（この政令の規定の指定都市の長が二級河川の管理を行う場合への準用）
 第五十七条の三 第三条、第七条、第十条の四第一項、第二十二条第六項、第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）

六条第二項及び第四項、第六十二条、第六十五条の二、第七十条の二、第七十九条第二項、第九十七条第二項並びに第九十九条とする。

（この政令の規定の指定都市の長が一級河川の管理を行う場合への準用）

第五十七条の二 第十条の四第一項、第二十二条第六項、第三十七条第一項、第三十八条第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第四項並びに第四十三条第三項の規定は、法第九条第五項の規定により指定都市の長が一級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条の四第一項	都道府県知事である	指定都市の長である
(略)	(略)	(略)
第三十八条第二項	他の都府県	都道府県
(略)	(略)	(略)

（この政令の規定の指定都市の長が二級河川の管理を行う場合への準用）
 第五十七条の三 第三条、第七条、第十条の四第一項、第二十二条第六項、第三十八条第二項、第三十八条の八、第三十九条の三第一項、第

第三十八条の八、第三十九条の三第一項、第四十一条第二項、第四十三条第三項及び第五十二条の規定は、法第十条第二項の規定により指定都市の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	一の都府県知事	指定都市の長又は都道府県知事
	他の都府県知事	他の河川管理者
(略)	(略)	(略)
第三十八条第三項	他の都府県	都道府県
(略)	(略)	(略)

(この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第十条の三まで、第五十一条第四号、第九条の二、第十条から第十条の八まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。)、第三十八条第三項(法第六十三条第三項に係る部分に限る。)、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第二項、第四十三条第三項及び第五十二条の規定は、法第十条第二項の規定により指定都市の長が二級河川の管理を行う場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	一の都府県知事	指定都市の長又は都道府県知事
	他の都府県知事	他の河川管理者
(略)	(略)	(略)
第三十八条第二項	他の都府県	都道府県
(略)	(略)	(略)

(この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章(第一条第二項、第二条から第十条の三まで、第五十一条第四号、第九条の二、第十条から第十条の六まで、第十六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。)、第三十八条第二項、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

とする。

(略)	第十八条第二項第三号、第三十八条第三項	(略)		第十六条の九第一項	(略)
(略)	都府県	(略)	竹木の流送若しくは物件	第十六条の三第一項又は前条第一項	(略)
(略)	市町村	(略)	物件	同項	前条第一項

(略)	第十八条第二項第三号、第三十八条第二項	(略)		第十六条の九	(略)
(略)	都府県	(略)		第十六条の三第一項又は前条第一項	(略)
(略)	市町村	(略)		前条第一項	(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 業務の実施方法（第二条―第十七条の四）</p> <p>第三章 業務の実施に要する費用（第十八条―第四十二条の三）</p> <p>第四章 水資源債券（第四十三条―第五十二条）</p> <p>第五章 補助金（第五十三条・第五十四条）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>第十四条（機構が行う特定施設の工事に係る河川管理者の権限等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>第十四条（機構が行う特定改築等工事）</p> <p>第十七条の二 法第十九条の二第一項の政令で定める特定改築等工事は、ダムに関する工事とする。</p> <p>（機構が行う特定河川工事に係る河川管理者の権限等）</p> <p>第十七条の三 機構が行う特定河川工事に關しては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条及び第八十九条に規定する権限並びに水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号。以下この条において「水道原水水質保全事業法」という。）第十四条第一項及び第十六条に規定する権限を都道府県知事等（法第十九条の二第一項の都道府県知事等をいう。以下この条並びに第四十二条の二第三項及び第</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 業務の実施方法（第二条―第十七条）</p> <p>第三章 業務の実施に要する費用（第十八条―第四十二条）</p> <p>第四章 水資源債券（第四十三条―第五十二条）</p> <p>第五章 補助金（第五十三条・第五十四条）</p> <p>第六章 雑則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>附則</p> <p>第十四条（略）</p> <p>第十四条（機構が行う河川管理者の権限等）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>第十四条（新規）</p> <p>第十四条（新規）</p>

五項において同じ。）に代わつて行うものとする。

2| 前項に規定する機構の権限は、次条の規定により公示された河川の区間につき、同条の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、河川法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項並びに水道原水水質保全事業法第十四条第一項及び第十六条に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3| 第一項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項又は水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金は、機構の収入とし、機構は、河川法第七十四条第三項の納付義務者又は水道原水水質保全事業法第十六条第三項に規定する者が負担金及び延滞金を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができ。

4| 第一項の規定により機構が都道府県知事等に代わつて権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

5| 第一項の規定により機構が負担させる河川法第七十条第一項の規定に基づく負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法又は同法第七十条の二第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同法第七十条第二項又は第七十条の二第三項の規定に基づく都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）の条例の規定を、第一項の規定により機構が負担させる水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同条第三項の規定に基づく都道府県等の条例の規定を

、それぞれ準用する。

6 機構は、河川法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行ったときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

(特定河川工事に関する公示の方法)

第十七条の四 法第十九条の二第三項又は同条第四項（法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日又は工事の完了若しくは廃止の日を官報に掲載してするものとする。ただし、緊急の必要がある場合において官報に掲載して公示をすまいとまがなるときは、他の適当な方法によることができる。

(特定施設の災害復旧工事に係る都道府県の負担金)

第二十五条 (略)

2 法第二十二條第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、同条第一項の交付金（当該特定施設の災害復旧工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下この項、次条及び第四十二條の三第二項において「負担法」という。）第二條第一項に規定する災害に係るもの（次條第二号から第六号までに掲げるものを除く。）に要する費用に限る。）の額から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

3 (略)

第三十七條 前條の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法については、第三十一條（水道等負担金に係る部分に限る。）の規定を準用する。

(新規)

(特定施設の災害復旧工事に係る都道府県の負担金)

第二十五条 (略)

2 法第二十二條第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、同条第一項の交付金（当該特定施設の災害復旧工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。以下この項及び次条において「負担法」という。）第二條第一項に規定する災害に係るもの（次條第二号から第六号までに掲げるものを除く。）に要する費用に限る。）の額から事務取扱費の額を控除した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一・二 (略)

3 (略)

第三十七條 前條の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理につき負担する負担金の支払方法は、当該年度支払の方法によるものとする。

2 前條の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の災害復旧

(特定河川工事に要する費用の範囲等)

第四十二条の二 法第三十条の二第一項の費用の範囲は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 河川管理施設の改築に要する費用 実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費
 - 二 河川管理施設の修繕に要する費用 維持修繕費、事務取扱費及び附属諸費
 - 三 河川管理施設の災害復旧工事に要する費用 本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費
- 2 前項第三号に規定する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。
- 3 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払う

工事につき負担する負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき、割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうちから、機構が定めるものとする。

3 機構は、前項の規定により割賦支払の方法によることとするときは、併せて支払期間及びその始期、元利支払の方法並びに利子率を定めなければならない。

4 機構は、第二項の規定により当該負担金の一部を割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法によることとするときは、併せて当該方法により支払う部分（一時支払の方法にあつては、当該方法により支払う部分及びその支払時期）を定めなければならない。

5 機構は、前三項の規定により支払方法その他の事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該負担金を負担すべき者と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

(新規)

べき額（二級河川の修繕に係るものを除く。）は、第一項の費用の額（第十七条の第三項に規定する負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、当該都道府県又は指定都市を統括する都道府県知事等が自ら特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県又は指定都市に交付すべき負担金又は補助金の額を控除した額とする。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものに限る。）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

（特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定）

第四十二条の三 法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定は、同法第十条第三項及び第二十五条の規定以外の規定とする。

2 法第三十条の二第三項の規定により機構を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一条第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。

附 則

（国の無利子貸付け等）

第七条 （略）

2 （略）

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八

（新規）

附 則

（国の無利子貸付け等）

第七条 （略）

2 （略）

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八

十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付
けの決定(以下「貸付決定」という。) ごとに、当該貸付決定に係る
法附則第五条第一項及び第二項の規定による国の貸付金(以下「国の
貸付金」という。) の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があ
った日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度
の末日の前々日) の翌日から起算する。

4・5 (略)

十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号
) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という
。) ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二項の規
定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。) の交付を完了し
た日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以
後の日である場合には、当該年度の末日の前々日) の翌日から起算す
る。

4・5 (略)

改正案	現行
<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>22 法第三十三條第三項第二号に規定する資産の対価又は資産の損失に 23 対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める対価又は補償金とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十三條第三項第二号に規定する土地の上にある資産につい て同号の取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において 、当該資産の損失に対する補償金を取得するとき 当該資産の損失 につき土地収用法第八十八條、河川法（昭和三十九年法律第六十 七号）第二十二條第三項、水防法（昭和二十四年法律第九十三号 ）第二十八條第三項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号 ）第一百十九條、道路法第六十九條第一項、土地区画整理法第七十八 條第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関す る特別措置法第七十一條及び新都市基盤整備法（昭和四十七年法律 第八十六号）第二十九條において準用する場合を含む。）、都市再 開発法第九十七條第一項、密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第二百三十二條第一項、建築基準法第十一條第一項 、港湾法第四十一條第三項又は大深度地下の公共的使用に関する特 別措置法（平成十二年法律第八十七号）第三十二條第一項の規定に より受けた補償金その他これに相当する補償金</p> <p>21 23 （略）</p> <p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）</p>	<p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>22 法第三十三條第三項第二号に規定する資産の対価又は資産の損失に 23 対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める対価又は補償金とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 法第三十三條第三項第二号に規定する土地の上にある資産につい て同号の取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において 、当該資産の損失に対する補償金を取得するとき 当該資産の損失 につき土地収用法第八十八條、河川法（昭和三十九年法律第六十 七号）第二十二條第三項、水防法（昭和二十四年法律第九十三号 ）第二十八條第二項、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号 ）第一百十九條、道路法第六十九條第一項、土地区画整理法第七十八 條第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関す る特別措置法第七十一條及び新都市基盤整備法（昭和四十七年法律 第八十六号）第二十九條において準用する場合を含む。）、都市再 開発法第九十七條第一項、密集市街地における防災街区の整備の促 進に関する法律第二百三十二條第一項、建築基準法第十一條第一項 、港湾法第四十一條第三項又は大深度地下の公共的使用に関する特 別措置法（平成十二年法律第八十七号）第三十二條第一項の規定に より受けた補償金その他これに相当する補償金</p> <p>21 23 （略）</p> <p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）</p>

第三十九条 (略)

2316 (略)

17 法第六十四条第二項第二号に規定する資産の対価又は資産の損失に対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める対価又は補償金とする。

一 (略)

二 法第六十四条第二項第二号に規定する土地の上にある資産について同号の取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の損失に対する補償金を取得するとき 当該資産の損失につき土地収用法第八十八条、河川法第二十二条第三項、水防法第二十八条第三項、土地改良法第十九条、道路法第六十九条第一項、土地区画整理法第七十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十一条及び新都市基盤整備法第二十九条において準用する場合を含む。）、都市再開発法第九十七条第一項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第一項、建築基準法第十一条第一項、港湾法第四十一条第三項又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二条第一項の規定により受けた補償金その他これに相当する補償金

1832 (略)

第三十九条 (略)

2316 (略)

17 法第六十四条第二項第二号に規定する資産の対価又は資産の損失に対する補償金で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める対価又は補償金とする。

一 (略)

二 法第六十四条第二項第二号に規定する土地の上にある資産について同号の取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、当該資産の損失に対する補償金を取得するとき 当該資産の損失につき土地収用法第八十八条、河川法第二十二条第三項、水防法第二十八条第二項、土地改良法第十九条、道路法第六十九条第一項、土地区画整理法第七十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十一条及び新都市基盤整備法第二十九条において準用する場合を含む。）、都市再開発法第九十七条第一項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三十二条第一項、建築基準法第十一条第一項、港湾法第四十一条第三項又は大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第三十二条第一項の規定により受けた補償金その他これに相当する補償金

1832 (略)

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十八の四（略）</p> <p>十八の五 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条の八第一項</p> <p>十八の六（略）</p> <p>十九〇三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第一百号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>一〇十八の四（略）</p> <p>十八の五（略）</p> <p>十九〇三十七（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十条第一項（同項第二号ハ及び第五号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十九 （略）</p>	<p>（公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為）</p> <p>第三条 法第八条第九項第一号及び第十四条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十条第一項（同項第二号ハ及び第四号を除く。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>五～三十九 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第四号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構</p> <p>十四〜十六 （略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一〜十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構</p> <p>十四〜十六 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第四号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構</p> <p>十四～十六 （略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号から第三号まで及び第二項の事業 独立行政法人水資源機構</p> <p>十四～十六 （略）</p>